

5分で読める

ちょっと役に立つ

『給与所得の源泉徴収票』

Q & A

「Q & A 通信」で給与所得の源泉徴収票の見方を解説しました。その中で、改めて、給与所得控除、保険料控除について詳しく説明するのがこの冊子の内容です。普通のサラリーマンの場合は、以上の控除以外に所得税の税率、住宅借入金等特別控除を知っていれば十分に自分の給与所得の源泉徴収票を理解できるでしょう。

平成26年12月

所得税算出の流れ

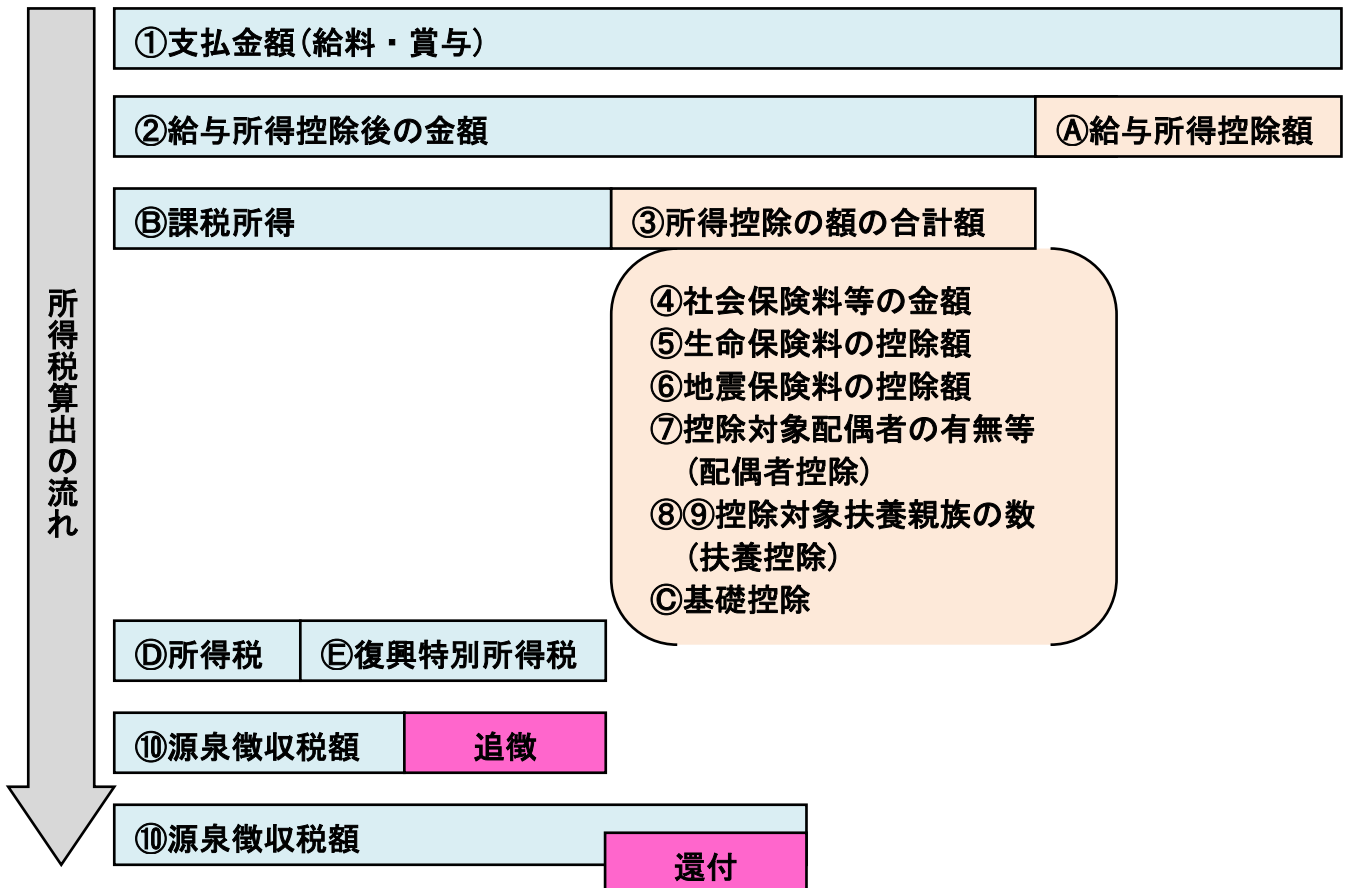


Q & A 通信の所得税の流れを詳しく教えてください。



改めて以下の図版を見てください。

は収入から引かれる金額です。引かれる金額の算出の計算方法をこれから解説します。



給与所得控除



給与所得控除の内容について教えてください



以下が給与所得控除額を算出する表です。
あなたの給与収入をもとに計算してみましょう。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40%=650,000円 に満たない場合には650,000円
1,800,000円超3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円超10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
10,000,000円超15,000,000円以下	収入金額×5%+1,700,000円
15,000,000円超	2,450,000円(上限)

●パート収入103万円の給与所得控除額は

給与等の収入金額は1,800,000円以下なので

$1,030,000円 \times 40\% = 412,000円 < 650,000円$ に満たないです。

従って、給与所得控除額は650,000円になります。

では、給与所得控除後の金額はいくらになるのでしょうか？

給与所得控除後の金額 = $1,030,000円 - 650,000 = 380,000円$ 。

380,000円は所得税の基礎控除380,000円と同額です。

$380,000円(給与所得控除後の金額) - 380,000円(基礎控除)$

= 0円

結果はパート収入1,030,000円の所得税は0円になります。

保険料控除



保険料控除について教えてください



「Q & A 通信」の給与所得の源泉徴収票の社会保険料、新旧生命保険料、新旧個人年金保険料、地震保険料等で控除額を計算してみましょう。

①社会保険料(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料)

「Q & A 通信」の「平成26年 給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額は健康保険と厚生年金の保険料の合計です。健康保険協会の保険料は各都道府県によって異なります。東京都の場合に介護保険第2号保険者(40歳～64歳)は標準報酬月額額の11.69%。その半分から従業員が負担します。介護保険第2号保険者に該当しない被保険者は標準報酬月額額の9.97%。その半分から従業員が負担します。

厚生年金保険料は一般の被保険者の場合に標準報酬月額額の17.474%。その半分から従業員が負担します。尚、健康保険組合、厚生年金基金加入者は各組合、基金の保険料率になります。

①新旧生命保険料、新旧個人年金保険料、介護保険料控除

生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合に、所得控除を受けることができます。これを生命保険料控除といいます。

平成24年1月1日以後に締結した保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。次頁以降でそれを解説します。

国民年金保険料等の金額	円	介護医療保険料の金額	48,000 円
配偶者の合計所得	380,000 円	新個人年金保険料の金額	53,000 円
新生命保険料の金額	24,000 円	旧個人年金保険料の金額	72,000 円
旧生命保険料の金額	36,000 円	旧長期損害保険料の金額	19,300 円

1. 生命保険料控除額

●新生命保険料控除計算表(新生命保険料金額 24,000円)

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

新生命保険料の金額24,000円 × 1/2 + 10,000円 = 22,000円 (①)

●旧生命保険料控除計算表(旧生命保険料金額 36,000円)

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

旧生命保険料の金額36,000円 × 1/2 + 12,500円 = 30,500円 (②)

生命保険料控除額

新保険料控除額計算式で算出した金額	①	(最高40,000円) 22,000円	合計(①+②)=③	→ (最高40,000円) 40,000円
旧保険料控除額計算式で算出した金額	②	(最高50,000円) 30,500円	②と③のいずれか 大きい金額が控除額	控除額 40,000円

2. 介護保険料控除額

●新生命保険料控除計算表(介護保険料金額 48,000円)

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

介護保険料の金額48,000円 × 1/4 + 20,000円 = **32,000円(控除額)**

3. 個人年金保険料控除額

●新生命保険料控除計算表(新個人年金保険料金額 53,000円)

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

新個人年金保険料の金額53,000円 × 1/4 + 20,000円 = 33,250円

●旧生命保険料控除計算表(旧個人年金保険料金額 72,000円)

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

新個人年金保険料の金額72,000円 × 1/4 + 20,000円 = 43,000円

個人年金保険料控除額

新保険料控除額計算式で算出した金額	①	(最高40,000円) 33,250円	合計(①+②)=③	→(最高40,000円) 40,000円
旧保険料控除額計算式で算出した金額	②	(最高50,000円) 43,000円	②と③のいずれか 大きい金額が控除額	控除額 43,000円

以上生命保険料の控除額合計は

生命保険料控除額＋介護保険料控除額＋個人年金保険料控除額

$$40,000円 + 32,000円 + 43,000円 = 115,000円$$

4. 地震保険料控除額

●地震保険料&旧長期損害保険料控除計算表

(地震保険料30,150円、旧長期損害保険料19,300円)

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	50,000円以下	支払金額
	50,000円超	50,000円
(2) 旧長期損害保険料	10,000円以下	支払金額
	10,000円超20,000円以下	支払金額×1/2+5,000円
	20,000円超	1万5千円
(1)・(2)両方がある場合		(1)、(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高50,000円)

以上地震保険料の控除額の合計は

地震保険料控除額＝30,150円(①)

旧長期損害保険料控除額＝19,300円×1/2+5,000円＝14,650(②)

$$\text{地震保険料の控除額 (①+②)} = 44,800円$$

平成 26 年分 給与所得の源泉徴収票

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 0円	円	円	円
708,836	115,000	44,800	

所得税の税率

所得税の算出

2頁を見てください。②給与所得控除後の金額から③の所得控除の額の合計額を引くと④課税所得になります。その所得に次頁の税率を掛けると⑤所得税が算出できます。

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

復興特別所得税 ④所得税×2.1%。

最終所得税＝所得税＋復興特別所得税になります。

住宅借入金等特別控除

平成 26 年分 給与所得の源泉徴収票

(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額

居住開始年月日 H21.3.14

①住宅借入金等特別控除とは

住宅借入金等特別控除とは、住宅ローン等を利用して、マイホームを取得した場合に、住宅ローン等の年末残高額を基として計算した金額を、居住した年以後の所得税額から控除できる制度です。

これは「所得控除」ではなく「税額控除」になります。

居住開始年月日によって所得税額から控除する率と期間が決まっています。

上記「平成26年分給与所得の源泉徴収票」の居住開始日 H21.3.14は以下の表に該当します。

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算（控除限度額）
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	10年	1～10年目 年末残高等×1%（50万円）

年度ごとの住宅借入金等特別控除は国税庁のHPの「住宅を新築又は新築住宅を取得した場合（住宅借入金等特別控除）」に詳細が載っています。

引用・参考資料：国税庁「個人所得税HP」より